

社会福祉法人久御山町社会福祉協議会  
久御山町災害ボランティア事前登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、久御山町地域防災計画に基づき、災害発生時及び災害対策において、自主的に救援活動を希望する個人又は団体（以下「災害ボランティア」という。）を事前登録し、久御山町等と連携して迅速かつ効果的に救援活動が行えるよう支援することを目的とする。

(登録)

第2条 登録は、災害ボランティアセンターの事務局を置く久御山町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う。

(登録者)

第3条 災害ボランティアに事前登録する者は、災害ボランティア事前登録申込書を本会に提出するものとする。

2 本会は、前項の申込書の提出があった場合には、必要事項の記載を確認した上で、別に定める災害ボランティア事前登録台帳に登録する。ただし、登録しようとする年度の4月1日現在、15歳未満の未成年の者は保護者の承諾を得た者とする。

(登録の有効期限)

第4条 登録の有効期限は、登録日から3年を経過した日の属する年度の年度末までとする。

2 本会は、登録者に対して登録の有効期限1か月前までに登録の更新手続きについて通知するものとする。

(登録者の個人情報)

第5条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達成するために利用し、救援活動に必要な範囲内で他の公的機関に提供し、又は連絡調整に利用することができる。

(登録の削除)

第6条 社協は、次のいずれかに該当する場合は、当該登録を削除することができる。

- (1) 登録者が死亡または音信不通になった場合
- (2) 更新手続きをしなかった場合
- (3) 前号に掲げるものの他、社協会長が不適格と認めた場合

(登録者への支援)

第7条 本会は、災害ボランティアの災害に関する知識の向上に寄与するため、必要な機会を提供するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。